

サービス利用の流れ① 相談～利用できる サービス

介護サービスや介護予防サービス、サービス・活動事業を利用するには、まずは、区役所地域福祉課や地域包括支援センターに相談しましょう。

1 相談する

区役所地域福祉課または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 心身の状態を調べる

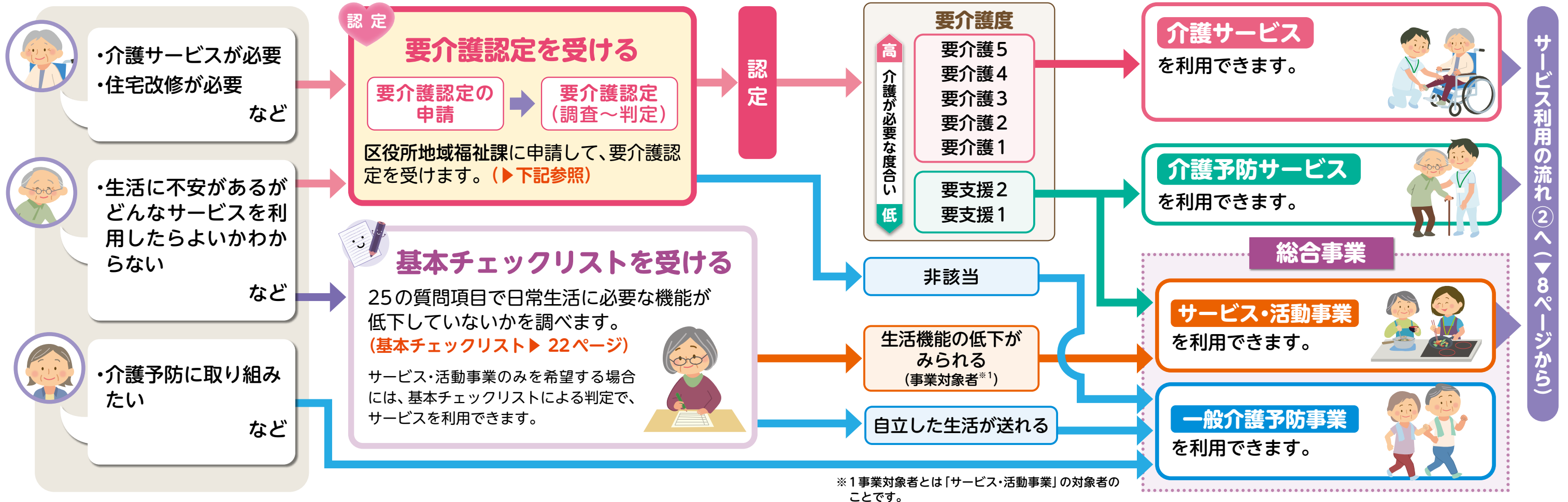
要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

3 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。



認定 要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

① 要介護認定の申請

申請の窓口は区役所地域福祉課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請を代行してもらえます。(更新申請も含まれます。)

※認定の有効期間満了の日の60日前から更新申請が可能です。

・地域包括支援センター
・居宅介護支援事業者
・介護保険施設 など



申請に必要なもの

✓ 申請書
区役所の窓口にあります。

✓ 介護保険被保険者証
40～64歳の方は健康保険証(有効期間内のもの)等が必要です。

要介護認定申請の詳細についてはこちら▶

申請書には医療保険証の記号番号や主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師に確認しておきましょう。



② 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

- 訪問調査 調査員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。
- 主治医の意見書 市の依頼により主治医が意見書を作成。
※主治医がいない方は医療機関の受診をお願いします。
- 一次判定 訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。
- 二次判定(認定審査) 一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。



認定有効期間満了前であっても心身の状態が変化した等の場合は、要介護認定区分変更の申請を行うことができます。